◎新潟県告示第858号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第８条第２項及び第21条第３項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成30年８月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　漁業の名称　手繰第１種漁業（機船手繰網漁業）
　　その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

２　申請期間　　平成30年８月８日から平成30年８月20日まで